

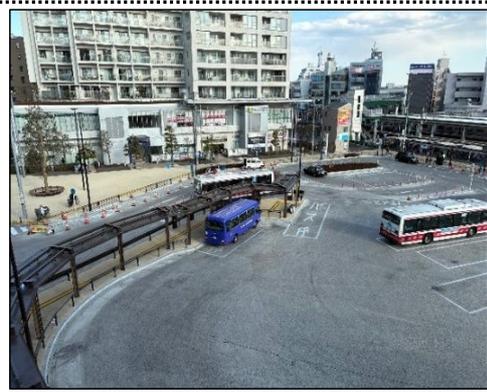
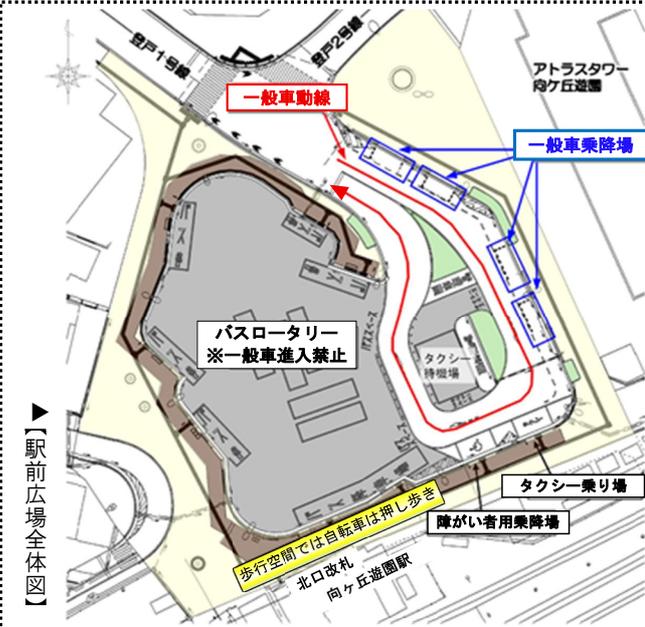


登戸まちづくり

No.107

編集・発行
川崎市登戸区画整理事務所
〒214-0014
川崎市多摩区登戸1891番地1
(第3井出ビル4階)
電話 044 (933) 8511
FAX 044 (934) 3861
川崎市

向ヶ丘遊園駅北口駅前広場が完成しました!



▲【現地写真】

バス乗降場	7か所 (乗車5か所、降車2か所)
タクシー乗降場	1か所 (ユニバーサルデザインタクシー対応)
障がい者用乗降場	車両1台分
一般車乗降場	車両4台分
駅前広場面積	5,400㎡

▲【駅前広場概要】

向ヶ丘遊園駅北口駅前広場では、バス・タクシー乗降場や一般車・障がい者用乗降場を確保して交通結節機能の充実を図るとともに、広場の無電柱化やシェルター（バス停等の屋根・植栽・ベンチの設置など、誰もが安心して利用しやすい広場空間を創出するため、令和4年10月から段階的に工事を進めてきました。

令和8年2月24日に完成し、新たに設けた一般車乗降場も供用を開始しております。

区画整理事業地内の工事進捗状況

登戸駅前広場は、令和8年3月にシェルター工事が完了し、4月以降は植栽等の整備、歩道景観舗装、車道舗装を進め、令和8年6月の完成を予定しています。

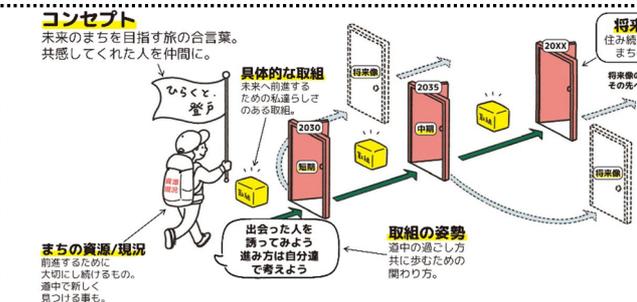
地下に埋設する電線共同溝本体管路などの基盤整備（インフラ整備）は令和7年度で完了し、その後、電線事業者による電線を地下へ移す作業等を行い、歩道部などの仕上げ舗装を進め、無電柱化（電線共同溝）に関わる工事を令和9年度に完了する予定です。



▲【完成イメージパース】

「登戸つくりと公園のカフェの工事進捗状況」

登戸つくりと公園の「カフェ」事業区域については、公園のより一層の魅力向上につながるようなカフェの開業に向け令和7年9月から工事を進め、令和8年4月頃の完成を予定しております。



「登戸・向ヶ丘遊園未来ビジョン」が策定されます!

登戸・向ヶ丘遊園エリアプラットフォームにて、これまで検討を進めてきました「登戸・向ヶ丘遊園未来ビジョン」が令和8年3月下旬に策定されます。それに先立ち、2月23日に、多摩区役所にてお披露目トークイベントが開催されました。

この「未来ビジョン」は、地域主体の持続可能なまちづくりに向け、まちに関わる様々な皆さんが実現したいまちの将来像、その実現に向けた取組や考え方を示すものです。

エリアプラットフォームでは、「未来ビジョン」策定に向けて、皆さんからの意見をはじめ、アンケート調査、オープンミーティングなどの意見交換、「未来ビジョン」策定のために設けた編集会議で出た内容を踏まえ、議論を重ねてきました。この「未来ビジョン」は、まちづくり活動の状況や再開発事業などのまちの変化に合わせて今後更新していくものです。

「未来ビジョン」は、「ひらくと、登戸」という言葉でまちづくりのコンセプトとしており、様々な課題や多様な意見に向き合いながら、能動的に未来へ進む意思を「ひらく」という言葉に込めています。「未来ビジョン」に掲げられた内容は、皆さんが関わられるものです。みんなが育てる、これからの登戸・向ヶ丘遊園に向けて、何か一つでも、皆さんと関わることを目指しています。今後のまちづくりにぜひご期待ください。

「未来ビジョン」

▲登戸・向ヶ丘遊園未来ビジョンのイメージ (案より抜粋・一部加筆)

▲お披露目トークイベントの様子

▲登戸・向ヶ丘遊園未来ビジョンのイメージ (案より抜粋・一部加筆)

容量は、下記の2次元コードからも確認できます。皆さんご覧ください!

Mv Groove
Instagram

事業に関するお知らせ

●境界点の復元測量を実施しています
 仮換地の境界点を復元するための測量を実施しています。測量作業の際、皆様の敷地に立ち入らせていただく必要があります。対象の方には事前にお知らせした上で作業を進めていきますので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願ひします。

●事業地区内の町名・新住所について

令和6年1月から2月に実施した「町名アンケート」の結果を踏まえ、「登戸土地区画整理事業地区住所変更検討委員会」において、町名案を「登戸〇丁目」(登戸1〜3丁目)といたしました。

その後、令和6年10月に市議会の議決を経て、町名を決定しました。



▲新町界・新町名図

●清算金の徴収・交付について

土地区画整理事業において、区画整理前の「従前の土地」と区画整理後の「換地」との間に生じる不均衡を是正するための清算金は、換地計画で定められ、換地処分公告の翌日に金額が確定するもので、その後に徴収・交付の手続を行います。

換地処分公告の日に登記されている土地所有者や施行者(川崎市)に届け出られている借地権者等の方が、清算金の対象者となります。

また、従前の土地が私道などの換地を定めない土地の所有者の方については、清算金の交付が生じる場合があります。

もし、土地所有者や借地権者の方が亡くなられている場合は相続の方が対象者となりますので、「換地担当」にお知らせください。

●今後のスケジュール

令和8年度 換地計画案の事前通知

(新たな地番・清算金額等のお知らせ)

換地計画案の縦覧

令和9年度 換地処分通知、換地処分公告

※換地処分公告の翌日から

新住所の利用開始

土地の分筆、権利の変動(相続・売買等)、建築行為に係る手続等について

●土地の分筆等について

登戸土地区画整理事業地区内の土地について、分筆又は合筆、地目変更をされる方は、当事業の換地設計と照合させる必要がありますので、事前に「換地担当」にお知らせください。

●権利の変動について

登戸土地区画整理事業地区内の土地について、相続や売買等により、所有権や借地権などの権利の変動がある場合は「換地担当」にお知らせください。必要な手続等をご案内します。

なお、令和6年4月1日から相続(遺言による場合を含みます。)によって不動産を取得した相続人は、相続登記の申請が義務化されました。詳しくは、法務省のホームページをご確認ください。

●建築行為等の許可について

登戸土地区画整理事業地区内は、事業を円滑に推進するため、土地区画整理法第76条に定める建築行為等の制限を行っています。

建築行為等の制限の内容

- 一 土地の形状の変更(土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状及び地質の変更)
- 二 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築
- 三 政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積

これらの行為は原則として許可が必要になりますので、建築行為等を計画されている方は、事前に「企画担当」にご相談ください。

●業者等からの仮換地情報などの問合せについて

当事務所では、権利者の同意等を得ていない場合、第三者に対して仮換地情報などの提供は行いません。当事務所が業者等に仮換地情報などを提供する場合は、権利者の同意文書(委任状)が必要となりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

無料専門相談について(予約制)

登戸区画整理事務所では、専門家による次の無料相談を月に1回(1月及び8月を除く。)実施しています。
 相談を希望される方は、相談日を確認いただき、事前に「庶務担当」に相談の上、予約してください。
 なお、予約は原則、相談日の1週間前までとなっていますので、注意してください。

相談	相談日	予約締切日
● 無料法律相談 【相談員】 藤田 勝氏 (弁護士)	4月14日(火)	4月7日(火)
	5月12日(火)	5月7日(木)
	6月9日(火)	6月2日(火)
	7月14日(火)	7月7日(火)
	9月8日(火)	9月1日(火)
● 無料不動産相談 【相談員】 石田 茂氏 (不動産鑑定士)	4月15日(水)	4月8日(水)
	5月13日(水)	5月7日(木)
	6月10日(水)	6月3日(水)
	7月15日(水)	7月8日(水)
	9月9日(水)	9月2日(水)
● 無料財務相談 【相談員】 福田 一弘氏 (税理士)	4月16日(木)	4月9日(木)
	5月14日(木)	5月7日(木)
	6月11日(木)	6月4日(木)
	7月16日(木)	7月9日(木)
	9月10日(木)	9月3日(木)

【場所】：登戸区画整理事務所 【時間】：午後1時30分～午後4時

※上半期の日程のみ記載しています。下半期の日程は次号掲載予定です。

※事前予約が必要です。予約なしでの相談は受け付けておりません。
 ※申込状況によっては、翌日以降の相談とさせていただきます。
 ※相談内容は、区画整理事業に関する限りに限ります。
 ※相談員の都合等により日程が変更されることがあります。

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所

電話 044-933-8511(代表)

- 無料相談、まちづくり推進協議会・・・庶務担当 933-8511
- 事業計画、建築行為等の許可・・・企画担当 933-8512
- 権利変動、町名・新住所、清算金・・・換地担当 933-8571
- エリアプラットフォームに関する事、管理用地
.....【まちづくり事業調整担当】933-8580
- 道路工事、道路占用許可.....【工事担当】933-8581



(※) 登戸土地区画整理事業ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/54-12-2-7-1-0-0-0-0.html>